

氏 名 友永 雄吾

学位（専攻分野） 博士（文学）

学 位 記 番 号 総研大甲第 1396 号

学位授与の日付 平成 23 年 3 月 24 日

学位授与の要件 文化科学研究科 地域文化学専攻
学位規則第 6 条第 1 項該当

学 位 論 文 題 目 オーストラリア先住民ヨルタ・ヨルタの環境管理のための
先住民運動に関する文化人類学的研究

論 文 審 査 委 員 主 査 教 授 久保 正敏
教 授 岸上 伸啓
准教授 林 熱男
准教授 藤川 隆男
名誉教授 松山 利夫 国立民族学博物館

論文内容の要旨

この論文は 6 章で構成されている。第 1 章では、オーストラリア南東部の先住民と非先住民の関係に関する先行研究を整理し展望する。ここではこれまでの先住民と非先住民の関係に関する研究では一方がもう一方に取り込まれたり、または対抗するといった二項関係のみに焦点が当てられ、双方が相互に変化する関係を取り扱った研究がほとんどないことを指摘する。さらに土地に関する権利状況を説明し、1970年代からの立法措置の時代から1998年以降の交渉による制度改革の時代へと移行するなかで、そこに生じる現代的課題が変化していることを明らかにする。そして、その交渉を進める先住民の代表組織について整理検討を加え、先住民と非先住民との相互に変化する関係について考察することの重要性を指摘する。

第 2 章ではヨルタ・ヨルタの被植民地化の歴史を概観した後、彼らが現在置かれている実態、ことに就労形態と住宅状況から生まれる地域格差、さらに地域内での相互扶助と地域外との交流について、国勢調査資料やフィールドワークのデータにもとづいて検討する。

第 3 章では、運動の担い手であるヨルタ・ヨルタの土地権回復や先住権原承認のための闘いの経緯を記述する。さらに、1970年代はじめから活発化するバルマ森林と湿地を含むマレー河流域の環境管理についてのオーストラリア社会の側の動向を、ビクトリア州政府より出された森と川の生態系を調査した報告書によって明らかにする。同時にヨルタ・ヨルタについては、1999年に結成された水域資源の利用や管理のための「マレー川およびダーリング河下流域における先住民ネイションズ」(Murray Lower Daring Rivers Indigenous Nations)、2004年にヨルタ・ヨルタとビクトリア州政府の間で結ばれた「マレー河流域の資源に関する共同管理協定」(Co-operative Management Agreement between the Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation and the State of Victoria) と「ビクトリア環境評価委員会」(Victorian Environment Assessment Council) より提出された『答申案』と『答申』にもとづいて、ヨルタ・ヨルタとその他のさまざまな利害関係者との間の関係を検討する。その際ヨルタ・ヨルタ、地域住民、環境NGOからの意見書、さらに州政府からの報告書、また地方新聞に掲載されたさまざまな立場からの多様な意見によりつつ、森と河川流域の環境管理をめぐるそれぞれの考え方や人びとの関係を分析する。それはすなわち、ヨルタ・ヨルタの土地をめぐる運動が環境管理をとりこむことによって、複数の個人や集団の相互作用のなかで展開される運動となっていることを明らかにすることである。

こうした運動プロセスとその参加者の相互関係に関するこの章での考察に加え、つづく第 4 章ではヨルタ・ヨルタの運動の実践を「森林管理方法」と「土地の利用と占有に関する地図（以下、文化地図）」の作成を事例に詳述する。

第 5 章では、まずヨルタ・ヨルタの運動を推進する 2 つの様態、1) 地域住民との連携、2) 都市知識人と国際・国内環境 NGO との連携を明らかにする。ついで、その運動を推進するヨルタ・ヨルタの組織化のあり方を広域的ネットワークと局地的ネットワークに分類し分析する。そこで立ち現れるのは、先住民としてのヨルタ・ヨルタの出自にもとづく系譜が、これら 2 つの運動を推進するイデオロギーの系譜に歴史的、構造的に重なり合うという事実である。その要因をここでは「社会関係資本」という概念を用いて明らかにした。そしてこうした特徴を持つ彼らの運動が、環境 NGO や地域住民との連携などに代表され

る居住地の環境問題を取り込んだことの意味を検討する。その結果ヨルタ・ヨルタにおいては、これが先住民に固有な問題を解決するための先住民運動に、非先住民を取り込む新たな在り方を構築してきた点を明らかにする。こうして彼らの運動は当該地域における一定の社会性を獲得したが、そのことが先住民運動の影を薄くすることを懸念し、ヨルタ・ヨルタとしての出自を強調するにいたつたのである。

博士論文の審査結果の要旨

本論文は、オーストラリア南東部（ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州）の先住民、ヨルタ・ヨルタの土地と水域資源に関する権利獲得の運動に焦点をあて、連邦および州における法制度や州政府の政策の変遷と、それに対峙するヨルタ・ヨルタ2集団の運動の歴史、戦略、実践を明らかにし、当地域における先住民運動が、環境N G O、都市知識人や非先住の地域住民をまきこんだ大きな運動へと構造を変えている現状を、文化人類学的に考察しようとするものである。著者は、予備調査を含め、のべ16ヶ月間にわたる現地調査を行い、被調査社会との間で信頼関係を築き上げ、情報共有を徹底しながら論考をまとめた。

論文は6章から構成されている。第1章では、オーストラリア南東部における先住民と非先住民の関係に関する先行研究の多くが、二項対立関係のみに着目してきた点を指摘するとともに、土地を中心とする権利状況や法制度の歴史を踏まえ、相互に変化する関係として両者を捉える研究の重要性を指摘する。第2章では、国勢調査など統計資料とフィールドワークで収集したデータに基づき、ヨルタ・ヨルタの被植民地化の歴史と現在の生活状況を概観する。

第3章では、ヨルタ・ヨルタの土地権回復や先住権原承認のための運動史を詳述する。特に、1970年代から起きた世界的な自然環境保全の動きや、2000年代以降の当該地域の国立公園化の動きの中で、マレー河流域の森林と河川の環境管理の問題が焦点となり、これが先住民運動と結びつく過程で、ヨルタ・ヨルタ内に先住権の正当性をめぐって2つの対立する集団が生まれていく経緯を示す。そして、生態系の調査報告書、地域住民や環境N G Oからの意見書や答申書、地方新聞に掲載された多様な意見などを参照しながら、環境管理をめぐる様々な立場の人びとの関係を分析する。

第4章では、伝統的な人為的火災を文化シンボルとして取り込んだ「森林管理方法」と、土地の利用と占有に関する伝統知を記録した「文化地図」作成を事例に、環境管理と結びついたヨルタ・ヨルタの運動を詳述する。

第5章では、ヨルタ・ヨルタの2集団がそれぞれ、1)都市知識人と国際・国内環境N G Oとの連携、2)地域住民との連携、を強めていく経緯を詳述し、これら2つの運動を推進するイデオロギーの系譜が、出自にもとづく系譜と重なり合うことを明らかにし、その要因を社会関係資本の概念で説明しようと試みる。

最後の第6章では、2集団の運動はいずれも、「環境」を前面に打ち出すことによって地域社会との連携を図る中で、先住民としての正当性を担保するという、新しい先住民運動として捉えられることを示す。そして、今後の研究においては、こうした運動に組織されていない圧倒的多数の先住民への接近が必要であることを指摘して論文を締めくくっている。

本論文には、つぎのような学問的意義がある。

(1) 資源の利用制限につながる国立公園化への賛否をめぐり、対立するヨルタ・ヨルタ2集団の運動論、共闘ネットワーク、活動実践、利用する象徴的な文化装置の差異を丹念に記述し、その違いを両者の出自や社会関係に照らして分析している。現代の先住民運動が、先住民と非先住民という二項対立ではなく、多様なアクター間の利害、利権の調停、連帶

のうえに成り立つことを実証的に明らかにしている点で、オーストラリアの先住民運動に関する先駆的な研究として意義が大きい。

(2) 白人人口が優越するオーストラリア南東部における、農村地域の小都市や地方町に居住する先住民を対象としており、その多くが北部準州や中央砂漠周辺地域と大都市に二分されてきた従来のオーストラリア先住民研究の空白を埋める点で、重要な意義がある。また、連邦法と独自の州法との関係や法制度変遷の年表、詳細な調査データなどは資料的価値も高い。

一方で、分析概念として援用した社会関係資本に関しては、アクター間の信頼に基づく連携だけではない不信・反目など、社会関係に関する更に踏み込んだ分析が望まれること、調査収集した資料から個人の経験へ接近して人びとの生き生きとした姿を描き出すという点でやや不満が残ること、などの問題点を指摘できる。

以上のような問題点を含んではいるものの、本論文は、先住民研究に新しい道を開く可能性を秘めており、他の地域や時代にも応用できる可能性がある点が高く評価され、審査委員の全員一致で、博士の学位を授与するに値すると判断した。